

令和2年2月20日 開会

令和2年2月20日 閉会

# 佐賀県後期高齢者医療 広域連合議会定例会会議録

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局

## 目

## 次

2月定例会会期及び議事日程	2
2月定例会付議事件	3
△ 2月20日(木)	
出欠議員氏名	5
地方自治法第121条による出席者	5
開 会	6
議席の指定	6
会期の決定	6
諸報告	6
会議録署名議員の指名	6
議案上程	6
提案理由説明	6
横尾俊彦広域連合長	6
議案に対する質疑	9
広域連合一般に対する質問	9
討 論	9
採 決	9
議決事件の字句及び数字等の整理	10
閉 会	10
(資料)	
議席表(「議席の指定」の際配付)	13

## 2 月 定 例 会

◎ 会 期 1 日 間

### 議 事 日 程

日 次	月 日	曜	議 事 要 項
1	2 月 20 日	木	午前10時開会 議席の指定 会期の決定 諸報告 会議録署名議員の指名 議案上程 提案理由説明 議案に対する質疑 広域連合一般に対する質問 討 論 採 決 閉 会

◎ 2月定例会付議事件

△ 広域連合長提出議案

- 第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 第2号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例
- 第3号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手続及び効果に関する条例
- 第4号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 第5号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例
- 第6号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第7号議案 令和元年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第8号議案 令和元年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第9号議案 令和2年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第10号議案 令和2年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

△ 委任

議決事件の字句及び数字等の整理について

令和2年2月20日（木）

令和2年2月20日(木)

午前10時00分

開会

出席議員

1. 坂口久信	2. 溝口誠	3. 片渕栄二郎
4. 三苫紀美子	5. 武村妃呂子	6. 松尾文則
8. 園田邦広	9. 中山五雄	10. 松石健児
11. 馬場茂	12. 宮島清	13. 山下芳郎
14. 市丸典夫	16. 牟田勝浩	17. 前田邦幸
18. 山本茂雄	19. 中川原豊志	20. 青木茂
21. 池田正弘	22. 嘉村弘和	

欠席議員

7. 中山昭和	15. 松田義太	
---------	----------	--

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	横尾俊彦	副広域連合長	秀島敏行
副広域連合長	末安伸之	監査委員	力久剛
事務局長兼会計管理者	牧瀬稔子	副事務局長兼総務課長	宮原信
業務課長	吉田一成		

◎ 開 会

○嘉村弘和議長

おはようございます。ただいまから佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

◎ 議席の指定

○嘉村弘和議長

この際、議席の指定を行います。

議席は、会議規則の規定により、お手元に配付している議席表のとおり指定いたします。

◎ 会期の決定

○嘉村弘和議長

次に、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期を本日1日間とすることに決定しました。

本定例会の議事は、お手元に配付しております日程表のとおり進めます。

◎ 諸報告

○嘉村弘和議長

次に、日程により、諸報告を行います。

報告の内容につきましては、配付している報告第1号のとおりです。

報告第1号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

令和元年11月26日から令和2年1月28日までに、監査委員から例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその写しを送付したとおりである。

記

11月26日 例月出納検査結果報告について  
(一般会計・特別会計等の令和元年度10月分)

12月26日 例月出納検査結果報告について  
(一般会計・特別会計等の令和元年

度11月分)

1月28日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の令和元年度12月分)

◎ 会議録署名議員の指名

○嘉村弘和議長

次に、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、議長において山本茂雄議員及び中川原豊志議員を指名します。

◎ 議案上程

○嘉村弘和議長

次に、日程により、第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、第2号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例、第3号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例、第4号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、第5号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例、第6号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、第7号議案 令和元年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)、第8号議案 令和元年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、第9号議案 令和2年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、第10号議案 令和2年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、以上の10件を一括して議題とします。

◎ 提案理由説明

○嘉村弘和議長

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○横尾俊彦広域連合長

おはようございます。

本日、令和2年2月佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、まずは後期高齢

者医療制度に関わる近況を御報告の上、今議会に提案いたしております諸議案につきまして、順次説明をさせていただきます。

令和元年12月に内閣総理大臣を議長とする全世代型社会保障検討会議において「中間報告」が取りまとめられ、「少子高齢化、人生100年時代へと変化している中で、全ての世代が安心できる社会保障制度の構築として年齢ではなく負担能力に応じたものへと改革していく必要がある」という考えのもと、後期高齢者の自己負担割合の在り方など改革の方向性が示されました。

これを受けまして、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会におきましては、全世代型社会保障検討会議が本年夏までに取りまとめるとした「最終報告」に向けて、令和元年12月25日から審議を開始したところでございます。

医療保険部会には、全国後期高齢者医療広域連合協議会の会長という立場で参加をさせていただいておりますので、我が国の社会保障制度が持続可能なものとなるためにも「負担能力のある人が負担をしながら全体の社会保障制度を支えるということを基本的な理念として、高齢者の疾病、生活状況などの実態についても十分に配慮した上で、丁寧な検討を行っていただきたい」と意見を申し上げているところでございます。

次に、令和2年4月から本格施行されます「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」につきましては、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じた細かな対応を行うため、広域連合、市町村、都道府県、国民健康保険団体連合会、医療機関など、様々な関係機関が連携して取り組んでいくことが国から示されているところでございます。

これを受けまして、当広域連合におきましても、来年度からの事業展開に向けて、県内各市町の関係部署と随時、調整を進めているところでございます。

この高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業費につきましては、国から特別調整交付金で支援されることとなりますが、現場で対

応する保健師など医療専門職の確保につきましては、全国的に不十分であるとも聞き及んでおり、また高齢者一人ひとりに対して、きめ細かな保健事業と介護予防を進めていくことが重要だと思っておりますので、国に対しては現場に寄り添った指導、改善を引き続きお願いしてまいる所存です。

これらの課題に対しましては、全国協議会から厚生労働大臣に対し、要望活動を行っており、また、社会保障審議会医療保険部会においても、国や関係機関に対し、地方の実情などを踏まえ、意見を申し上げているところでございます。

それでは、今回提案の議案につきまして、御説明申し上げます。

初めに、第1号議案の「佐賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」は、地方自治法及び地方公務員法改正が行われ、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、給与及び費用弁償に関する事項について条例で定める必要があるため、提案するものでございます。

次に、第2号議案「佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例」、第3号議案「佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例」及び第4号議案「佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」につきましては、会計年度任用職員制度創設に伴い、会計年度任用職員についても新地方公務員法により、服務に関する各規定が適用されますので、服務の宣誓並びに分限及び懲戒の手續及び効果についても定めるものでございます。

また、第5号議案の「職員の育児休業等に関する条例」につきましても、会計年度任用職員制度創設に伴い、当広域連合においても会計年度任用職員を含む職員が子を養育する際の育児環境の整備のため、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、条例にその規定を委任されているものについて、定めるものでございます。

次に、第6号議案の「佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」でございます。本条例につきましては、



令和2年度以降の保険料に関する事項を定めるために提案するものでございます。

まず、今回の保険料率改定につきましては、被保険者均等割額52,300円、所得割率10.06%とこれまでの保険料率から所得割率及び均等割額ともに引き上げております。

後期高齢者医療の保険料につきましては、後期高齢者負担率の上昇や1人当たりの医療給付費の伸びが見込まれるところであり、今回の保険料率の算定に当たりましては、保険料上昇を抑制すべく本年度の剰余金見込額、それから県に設置されております財政安定化基金を活用することなど措置をいたしました。4期ぶりに保険料率が上がる結果となりました。

また、政令改正に伴い、保険料賦課限度額につきましては、現行の62万円から64万円に引き上げることとし、さらに、低所得者の保険料軽減基準の拡充として、5割軽減及び2割軽減を判定する軽減基準額をそれぞれ引き上げることとなっております。所要の改正を行うこととしております。

次に、第7号議案の「令和元年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」でございます。

補正の額は、歳入歳出それぞれ995万円を減額し、補正後は、それぞれ1億8,604万6,000円としております。

今回の補正の主なものは、派遣職員給与等負担金の減額や財務会計システム更新分の入札減等によります減額と、補正予算（第1号）により、一旦予備費に計上した平成30年度共通経費負担金の剰余分622万7,000円を減額することで、市町の共通経費負担金を減額・調整いたしております。

次に、第8号議案の「令和元年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」でございます。

補正の額は、歳入歳出それぞれ2億2,313万3,000円を増額し、補正後は、それぞれ1,289億3,281万5,000円としております。今回の補正の主なものとしまして、保険給付費等の執行見込みによる増額及び健康診査事業費における委託料の確定に伴う減額などを行っております。

続きまして、第9号議案の「令和2年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億9,098万7,000円で、前年度当初予算と比較して、121万8,000円、約0.6%の増となっており、広域連合事務局の管理運営に係る所要の経費を計上しております。

最後に、第10号議案の「令和2年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,271億8,273万6,000円で、前年度当初予算と比較して18億7,827万1,000円、約1.5%の増となっております。

その歳出の大部分を占めます医療給付費でございますが、平均被保険者数は、約12万4,400人で、前年度と比べますと、マイナス0.11%となり、一時的に減少いたしますが、一人当たり医療給付費は、約101万1,000円で、1.51%の増となり、医療給付費総額は、1.4%の増の1,264億2,571万1,000円を見込んでおります。

冒頭でも申し上げましたが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業につきましては、令和2年度から市町へ事業を委託して実施することとしております。医療制度の仕組みにより、75歳に到達するとそれまで加入していた医療制度から後期高齢者医療制度へ移行することから、それまで実施されてきた保健事業が適切に後期高齢者医療制度に継続されてこなかったという接続の問題がございました。

また、高齢者は認知機能や社会的なつながりが低下するといった、いわゆるフレイル状態になりやすく、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しており、高齢者の心身の多様な課題に対応すべく、広域連合と市町が連携してきめ細やかな保健事業を行うため、国からの特別調整交付金などを活用して、介護予防事業と一体的に保健事業を推進するための予算を計上いたしております。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○嘉村弘和議長

以上で提案理由の説明は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

○嘉村弘和議長

次に、日程により、議案に対する質疑に入ります。

これまでに通告はありませんので、これをもって質疑は終了します。

◎ 広域連合一般に対する質問

○嘉村弘和議長

次に、日程により、広域連合一般に対する質問を開始します。

これまでに通告はありませんので、これをもって広域連合一般に対する質問は終了します。

◎ 討 論

○嘉村弘和議長

次に、日程により、第1号から第10号議案に対する討論に入ります。

これまでに通告はありませんので、これをもって討論は終了します。

◎ 採 決

○嘉村弘和議長

これより議案の採決を行います。

まず、第1号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

○嘉村弘和議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。

今定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするときは、会議規則の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎ 閉 会

○嘉村弘和議長

以上をもちまして、議事の全部を終了しましたので、会議を閉じます。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午前10時19分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 花 田 英 樹

議 会 事 務 局 副 局 長 本 告 昌 信

参 事 宮 原 信

書 記 井手野 修 万

書 記 三 好 智 喜

書 記 甲 斐 弘 律

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年3月16日

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 嘉 村 弘 和

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 山 本 茂 雄

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 中川原 豊 志

会 議 録 作 成 者 花 田 英 樹  
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局長

# 議 席 表

(令和2年2月20日)

松田議員 (鹿島市)	牟田議員 (武雄市)
---------------	---------------

15 16

前田議員 (伊万里市)	山本議員 (多久市)
----------------	---------------

17 18

中川原議員 (鳥栖市)	青木議員 (唐津市)
----------------	---------------

19 20

池田議員 (佐賀市)	嘉村議員 (佐賀市)
---------------	---------------

21 22

中山議員 (玄海町)	園田議員 (みやき町)
---------------	----------------

7 8

中山議員 (上峰町)	松石議員 (基山町)
---------------	---------------

9 10

馬場議員 (吉野ヶ里町)	宮島議員 (神埼市)
-----------------	---------------

11 12

山下議員 (嬉野市)	市丸議員 (小城市)
---------------	---------------

13 14

--	--

坂口議員 (太良町)	溝口議員 (白石町)
---------------	---------------

1 2

片淵議員 (白石町)	三苦議員 (江北町)
---------------	---------------

3 4

武村議員 (大町町)	松尾議員 (有田町)
---------------	---------------

5 6

議席の指定	山下 議員 (13番)
-------	-------------